

2025年7月9日

大平洋金属株式会社 岩館 一夫 殿

「深海底」由来の鉱物資源取引に関する質問状

この度、日本に事務所をおいて活動するNPO法人2団体、アジア太平洋資料センター（PARC）とFoE Japanの連名にて表題の質問状をお送りいたします。

2025年4月24日付の米国大統領令「Unleashing America's Offshore Critical Minerals and Resources（米国の海洋重要鉱物資源の解放）」（註1）と、ザ・メタルズ・カンパニー（以下、TMC社）が国の管轄権の及ぶ海域の外にあるクラリオン・クリップarton・ゾーン（CCZ）の多金属団塊採掘について米国内法に基づく採掘許可を申請したと発表したこと（註2）を受けて本書簡を送付させていただいております。このような採掘許可が承認され採掘が開始されるとすれば、1982年に採択された国連海洋法条約（UNCLOS）に反し、同条約で定義される「深海底」の鉱物を管理するために存在する多国間プロセスを管轄する国際海底機構（ISA）の体制の枠外で行われることになります。

UNCLOSによれば「深海底」の鉱物資源は人類共通の遺産であり、同条約の国際枠組みの外で一方向的にそれを採取したり売却したりする権利は米国にもTMC社にもありません。UNCLOS第137条は、いずれの国または個人も、UNCLOS第XI部の規則外で「深海底」から多金属団塊を採取することを明確に禁止し、また、いずれの国または個人も、そのような行為を正当化させることを禁止しています。

（国連海洋法条約（UNCLOS）第137条）

1 いずれの国も深海底又はその資源のいかなる部分についても主権又は主権的権利を主張し又は行使してはならず、また、いずれの国又は自然人若しくは法人も深海底又はその資源のいかなる部分も専有してはならない。このような主権若しくは主権的権利の主張若しくは行使又は専有は、認められない。

2 深海底の資源に関するすべての権利は、人類全体に付与されるものとし、機構は、人類全体のために行動する。当該資源は、譲渡の対象とはならない。ただし、深海底から採取された鉱物は、この部の規定並びに機構の規則及び手続に従うことによってのみ譲渡することができる。

3 いずれの国又は自然人若しくは法人も、この部の規定に従う場合を除くほか、深海底から採取された鉱物について権利を主張し、取得し又は行使することはできず、このような権利のいかなる主張、取得又は行使も認められない。

さらにUNCLOS第138条は、平和と安全を維持し、国際的な協力と相互理解を促進するために、「深海底」にかかわる各国の行為は本編の規定及び国際連合憲章に体现された原則やその他国際法の規則に従うものと規定しています。

そのUNCLOSはすべての国を拘束する慣習国際法としての地位を有し、日本のようなUNCLOS締約国に対しては条約法としての拘束力を持ちます。

TMC社は、これまでに発表資料にて多金属団塊の製錬プロセスに関して日本を重要な場所に位置付けてきました（註3）。同社は、貴社との金属製錬に関する協力関係を公に強調し、むしろそれが団塊採掘を商業化する中で必要不可欠な協力関係であるかのように発表してきました。この発表が行われた当初の時点ではTMC社はまだ米国内法を通じた採掘許可申請について発表していませんでした。しかし、その申請の直前にTMC社最高経営責任者であるジェラルド・パロン氏は、貴社との関係性が継続していることを示唆し、TMC社にはUNCLOSが定義するところの「深海底」から非合法に米国の採掘許可によって得られた団塊を製錬するために日本に輸送する計画があることを示しました。貴社上席執行役員の岡村千足氏が、「TMC社の支援によって、当社の設備が団塊の製錬に適用できることが実証され、当社が培ってきた精錬技術や操業ノウハウが商業的な団塊処理事業に十分に活用できることが示された」と述べている点も引用され（註4）、TMC社は「深海底」からの鉱物採掘許可の根拠にかかわらず、貴社が協力関係に前向きであるかのような公式発表を続けています。

また、TMC社が不法に入手した団塊を貴社が輸入・製錬・再輸出することは、日本の国内法に違反する可能性もあります。日本の「深海底鉱業暫定措置法」（昭和五七年）の第45条は、「深海底」から経済産業大臣の許可を得ることなく入手した団塊を、そうと知った上で故意に運搬し、保管し、有償もしくは無償で取得し、又は処分の媒介もしくはあっせんした者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処すと定められています。

このような背景に基づいて、以下の点を危惧しています。

●TMC社が米国政府に対して開発許可を申請するプロセスにおいて、事業の実現可能性を強調する目的で、貴社を団塊製錬のための事業パートナーとして記載することはUNCLOSに違反した「深海底」由来の鉱物資源採掘を幫助したと解釈される可能性があります。

●TMC社が米国政府による開発許可を取得し、「深海底」由来の鉱物を不法に採掘した場合に、貴社が輸入、製錬、再輸出する行為が直接UNCLOS第137条に違反する行為と解釈され、我が国が国際社会による制裁の対象とされること可能性があります。

以上の点を踏まえ、TMC社と貴社の協力関係は貴社にとどまらず我が国の国民全体への不利益に通じる可能性を含むため、以下の質問をさせていただきます。

一、貴社はTMC社が国際法に違反する可能性のある鉱物採掘を検討している現在においても事業パートナーとして変わらぬ協力関係を有しているか。

一、貴社はTMC社が今後米国政府による採掘許可を根拠に「深海底」から不法な手段で入手した鉱物であっても輸入、製錬、再輸出に関与する予定があるか。

一、前項の質問の回答として、TMC社が不法に入手した鉱物を貴社では取り扱わない方針を有している場合、国際法に適合した手段で入手された団塊と不法に入手された団塊を識別し混入を防ぐ手段を貴社では検討されているか

以上の質問をさせていただくとともに、私たちは非合法的な深海鉱物資源開発を通じて多国間主義、国際法、そして日本国民と人類全体の利益を損なおうとする者に対しては、一切の協力関係を保留することを貴社に強く求めます。

お忙しいところ恐縮ですが、7月30日までにご回答くださいますようお願い申し上げます。なお、ご回答、または期日までにご回答いただけない場合はその事実を、送付団体のウェブサイト等で公開させていただきます。期日内の返答が困難である場合は理由と合わせてご返答いただける予定日をお知らせいただきますようお願いいたします。

以上

- 特定非営利活動法人 アジア太平洋資料センター（PARC）
- 認定特定非営利活動法人 FoE Japan

【本件に関する連絡先／返答先】

特定非営利活動法人アジア太平洋資料センター（PARC）／担当：田中
〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-7-11
03-5209-3455／office@parc-jp.org

註1) <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/04/unleashing-americas-offshore-critical-minerals-and-resources/>

註2) <https://investors.metals.co/news-releases/news-release-details/world-first-tmc-usa-submits-application-commercial-recovery-deep>

註3) <https://investors.metals.co/news-releases/news-release-details/world-first-tmc-and-pamco-achieve-new-nodule-processing>

註4)

同上